

平成30年 3 月12日

一般の中小企業退職金共済制度における
退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 一般中退における当面の予定運用利回り及び付加退職金の取扱いに関する当部会の基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 一般中退の予定運用利回りについては、現状、一定程度の累積剰余金が存在すること及び加入者にとっての魅力を検討し、現行の1%を維持することが望ましい。

(2) この場合、低金利の環境下で国内債券の利回りが1%を割り込んでいる現状では、安全資産だけでは予定運用利回りの達成は困難である。そのため、株式などのリスク性資産によって利回りを補う構造となることから、制度の安定のためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金を有することが必要となる。

この剰余金の水準については、財政検証の最長サイクルである5年間の財政シミュレーションにおいて下位1%の確率で想定され

る損失額である4,400億円に設定することが適当である。

(3) 剰余金水準の形成については、必要な剰余金水準を確保することを最優先すべきという意見があったが、これまでの経緯及び加入者にとっての魅力となる付加退職金の支給にも配慮するため、今回は5年間をかけて目指すことが適当である。

3 以上を踏まえ、当面、一般中退における剰余金の積立て及び付加退職金の支払いは、以下のとおり行うことが適当である。

(1) 各年度で生じた利益の取扱いは、次のとおりとする。

① 前年度の決算における累積剰余金の額の4,400億円に対する不足額（累積剰余金が4,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度から2022（平成34）年度までの残存年数（例：2017（平成29）年度の利益の取扱いの場合は「5」、2018（平成30）年度の利益の取扱いの場合は「4」）で除した値を各年度における目標額（以下「単年度目標額」という。）とする。

② 利益の見込額が単年度目標額以下であるときは、全て剰余金として積み立てる。

③ 利益の見込額が単年度目標額を上回りその2倍に相当する額以下であるときは、当該利益の見込額のうち単年度目標額に相当する額を控除しこれを剰余金として積み立て、残額を付加退職金に充てる。

④ 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

(2) (1)の取扱いについては、今後、金融情勢の悪化により単年度又は複数年度で大幅な損失が発生した場合には、必要に応じ、その後の利益の取扱いを見直すことを検討するものとする。

4 なお、付加退職金制度については、制度発足当初と比べ運用実績の振幅が大幅に拡大している現在の環境下においては、資産を減少させる効果が強まっている。一般中退の安定に資する付加退職金制度のあり方について、次回の一般中退に関する財政検証に向けての検討課題とする。